

## 北斗市観光交流センター別館 利用料等の支払いについて

### ○利用料等の内訳

毎月、下記の内容による利用料等を利用月の翌月に請求します。

【利用料】  $1\text{ m}^2$ あたり890円×利用面積 ( $\text{m}^2$ )

【共益費】  $1\text{ m}^2$ あたり1,076円×利用面積 ( $\text{m}^2$ )

【光熱水費実費】 電気料金 + 水道料金及び下水道使用料

※電気料金、水道料金及び下水道使用料の算出方法は、別紙をご確認ください。

### ○請求時期

利用月の翌月10日までに請求書を各店舗にお渡しします。

### ○支払

請求月の月末までに、指定の口座へお振込みください。恐れ入りますが、振込手数料は利用者のご負担により対応くださいますようお願いいたします。

## 光熱水費実費の算出方法等について

### ○電気料金の算出方法等

- 1 利用者が利用承認を受けた区画内で使用する電気の使用量は、事務室隣のメーター室に設置している各区画の子メーター（電灯、動力）により、毎月末日に店舗ごとに指定管理者が計量します。
- 2 各利用者が負担する電気料金は、施設の電力契約である北海道電力㈱の業務用ウィークエンド電力契約における料金の算出方法に準じ、計量した使用量に基づき以下により算出した**基本料金と電力量料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額**（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とします。

#### (1) 基本料金の計算

算式 物販店舗（2～16区画）

$$A \div B \div 12 \text{時間} \times 2,431.00 \text{円 (1kW あたりの基本料金単価)}$$

飲食店舗（17～22区画）

$$A \div B \div 16 \text{時間} \times 2,431.00 \text{円 (1kW あたりの基本料金単価)}$$

算式の符号

A 当月確認した使用電力量と前月確認した使用電力量との差の使用電力量（kWh）

B 前月に使用電力量を確認した日から当月に使用電力量を確認した日までの日数

※時間数の設定は、各施設の供用時間に前後1時間を準備、片付け時間として加えた時間数とします。

※2,431.00円は、令和2年度の北海道電力㈱の業務用ウィークエンド電力契約における1kWあたりの基本料金。

#### (2) 電力量料金の計算

算式  $C \times 15.95 \text{円}$

算式の符号

C 当月確認した使用電力量と前月確認した使用電力量との差の使用電力量（kWh）= A

※15.66円は、北海道電力㈱の業務用ウィークエンド電力契約における令和2年度平均単価

平日単価 16.29円/kWh（令和2年度は、年間244日）

休日単価 15.25円/kWh（令和2年度は、年間121日）

$$(16.29 \text{円/kWh} \times 244 \text{日} + 15.25 \text{円/kWh} \times 121 \text{日}) \div 365 \text{日} = \underline{15.95 \text{円}}$$

## 電気料金算出例 …… 物販店舗の例

### 【使用状況】

前回のメーター 1,400.00kWh      今回のメーター 2,000.00 kWh  
(検針日 R2.4.1)                      (検針日 R2.5.1)      30日間

・基本料金      4,052 円

$$\text{算式 (物販店舗)} \quad A \div B \div 12 \text{時間} \times 2,431.00 \text{円}$$

$$A = 2,000.00 \text{ kWh} - 1,400.00 \text{ kWh} = 600.00 \text{ kWh (使用電力量)}$$

$$B = 30 \text{ 日}$$

$$600.00 \text{ kWh} \div 30 \text{ 日} \div 12 \text{時間} \times 2,431.00 \text{円} = \underline{4,052 \text{円}}$$

・電力量料金      9,570 円

$$\text{算式} \quad C \times 15.95 \text{円}$$

$$C = 2,000.00 \text{ kWh} - 1,400.00 \text{ kWh} = 600.00 \text{ kWh (使用電力量)}$$

$$600.00 \text{ kWh} \times 15.95 \text{円} = \underline{9,570 \text{円}}$$

・合 計

$$(\text{基本料金 } 4,052 \text{円} + \text{電力量料金 } 9,570 \text{円}) \times \text{消費税 } 1.1 = \underline{14,984 \text{円}}$$

## ○水道料金及び下水道使用料の取扱い

- 1 利用者は、利用承認を受けた区画内で上下水道を使用する場合には、区画内に使用量を計量する子メーターを設置してください。
- 2 各利用者が負担する水道料金・下水道使用料は、業務用の北斗市水道料金・下水道使用料の基準により、計量した使用量に基づき以下により算出した額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）とします。

使用水量	0~20 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup> を超過する場合 1 m <sup>3</sup> 当たり
水道料金	2,970 円	187 円
下水道使用料	3,300 円	176 円

## 上下水道料金算出 例

### 【使用状況】

前回のメーター 100.0 m<sup>3</sup>      今回のメーター 150.0 m<sup>3</sup>  
使用量 40.0 m<sup>3</sup> (超過分 20.0 m<sup>3</sup>)

・水道料金	2,970 円 + 20.0 m <sup>3</sup> × 187 円	= 6,710 円
・下水道料金	3,300 円 + 20.0 m <sup>3</sup> × 176 円	= 6,820 円
合 計		13,530 円

## ○料金の見直し

電気料、水道料金、水道使用料は、契約元の料金改定や契約変更等に応じ、毎年見直しを行うものとしします。